

PSIM News

Professional Skills Instruction Materials
CONSORTIUM

法 実 務 技 能 教 育 教 材 研 究 開 発 コ ン ソ ー シ ア ム ニ ュ ー ズ レ タ ー

セミナー等報告

第42回PSIMコンソーシアム法実務技能教育支援セミナー

名古屋大学大学院法学研究科 教授 (PSIM コンソーシアム代表) 藤本 亮



▲ 左より、宮木 康博氏、大杉 浩二氏、藤本 亮氏 (PSIM コンソーシアム代表)、野瀬 憲範氏

2023年12月2日に「法曹三者と大学で取り組む新たな法教育」と題して、法実務技能教育支援セミナーを開催いたしました。このセミナーでは8月7日に開催された名古屋大学オープンキャンパス法学部企画「模擬裁判・評議」(名古屋大学主催、名古屋地方裁判所、名古屋高等検察庁、愛知県弁護士会協力、(株)有斐閣協賛)を実践例として、法曹三者と大学それぞれの立場からご報告いただき、新たな法教育の今後の期待や課題等について考えようとした企画です。(上記の「模擬裁判・評議」イベントについてはPSIM ニュース31号掲載記事をご参照ください。)

本セミナーではまず、大学の担当教員の立場から、今回の「模擬裁判・評議」企画の背景と狙いについて、宮木康博氏(名古屋大学)にご講演いただきました。子どもの遊びからはじまるスポーツと比較して、法教育・法学教育ではプレイ(実務)はプロ(司法試験合格後)になってからという風潮が強く、そこからの脱却が必要という発想を出発点に、これまで取り組まれてきた教育実践もふまえてお話しいただきました。

以前に実施した、書面等まで事前に準備されている教材を用いての模擬裁判では、法曹や司法制度への関心を高めるという点では効果が認められるものの、ゼミ生たちの意識がどうしてもシナリオどおり間違えずに「役」を演じる方向

CONTENTS

今号の主な記事

第42回PSIMコンソーシアム法実務技能教育支援セミナー	…01
早稲田大学臨床法学教育研究所の紹介	…03
第17回総会	…04
出版物の紹介	…04
今後の予定	…04

いてしまい、自分で考えて判断するという課題が見えてきていたということを示されました。また、高校での「公共」が主権者教育を柱とする必修科目として新設され、その教育方法は「知識積み上げ型」から「知識活用型」への転換がなされています。その一方で、高校教員からは指導方法について戸惑いの声もあることが指摘されました。

こうした問題意識から今回のイベントの準備過程において、ゼミ生たちが、教員に加えて現役法曹三者から指導を受け、学びながら書面作成やパンフレット作成に取り組んだことで、より主体的な学

びを実感できただけでなく、その後の座学において、学習にあたって何をどこまで学ぶ必要があるのかという問題意識が高まり、法律学の教科書だけでなく、実務書にも目を向けるようになるなどの効果がみられたとの報告がなされました。

次に、検察官の立場から野瀬憲範氏（名古屋高等検察庁）にご講演いただきました。野瀬氏は、イベント開催に向けて、宮木氏を通じての書面作成指導と並行して、法曹三者での打合せや学生への対面での指導を概ね毎月重ねられました。教材は、評議で意見が割れるようにするため、証拠関係資料が断片的になりがちですが、そこから、事実認定する際に経験則を適用しつつその断片をつなぎ合わせて全体像をつかむという思考習慣を身につけることも期待されたそうです。

課題として、元の記録からどのようにデフォルメしながら教材として整えていくのかという難しさ、今回は時間が限られているため殺意に論点を絞ったが、その前提となる供述の信用性も取り上げる必要があり複数段階の論点となってしまうという難しさがあったと述べられました。経験則を適用して事実認定をするという点に行き過ぎて、法律の基本的知識をもった的確に法律を適用する点がおろそかになってはいけなと指摘されました。たとえば刑法各論との関係で罪名自体を論点とするような教材があれば、法律学の基本を学ぶことと模擬裁判のつながりも深まる可能性も示唆されました。

続いて、弁護士の立場から大杉浩二氏（愛知県弁護士会）にご講演いただきました。今回の「模擬裁判・評議」は、高校生に考えてもらうために論点を殺意の有無のみに絞ったが、たとえば「刺すつもりはなかった」との表現が供述に含まれており、弁護人としては暴行自体を否定しなければならない論点がでてきてしまうことに苦労されたそうです。これまで実施されてきた法教育の現場でも「正解はどっちなのですか」ということをよく尋ねられていたので、結論よりもその前提の判断過程や思考過程、相手方と対話する中での気づきなどを重視して、正解はひとつではないという教材になるように意識されたとのこと。その上で、学生の主体的取り組みを促すように務められましたが、学生は教科書範囲の知識はあっても、冒頭陳述、弁論要旨などの作成経験はほとんどなく、書式設定から戸惑っている部分もあったので、複数の書式例を示すなどの工夫の余地があった点を指摘されました。また、より広い法教育、特に主権者教育の文脈で、学校関係者と連携して行っている教材作成や法教育の実践について紹介されました。

久田淳一氏（名古屋高等裁判所）には、法科大学院派遣裁判官教員としての経験から、法曹志望者たる学生への法教育という観点でご講演いただきました。「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律（連携法）」と「共通的な到達目標モデル（コアカリキュラム）」をふまえて担当科目での到達目標を設定され、土地明渡請求事件を例に、民法の基本的な法理論や解釈が、裁判の場で具体的にどのように活かされているのか、またそれらがコアカリキュラムでどのように記載されているかを示されました。しかし、これらの基本的な学識が身につけていない、学修している分野のむらがある、理論科目と実務科目が異なるものと誤解しているといった法科大学院生もいることに気がつされたそうです。教科書にある要件事実の結論を暗記することに走るのではなく、実体法の解釈を踏まえて、要件事実をいかに考えるべきかという点を、教える側がきちんと理解させることが重要と指摘されました。紛争の争点の所在に関しては、法律実務家が共有している基本的な知識を満遍なく習得していくために、コアカリキュラムが有用であるとまとめられました。

報告を受けての登壇者によるパネルディスカッションでは、学生が法曹三者から直接指導を受けながら準備に当たる意義、評議が割れるように作成される教材とリアルな裁判記録との不可避的な差異、法曹養成志望者に限らない法教育に法曹三者が継続的に関与する枠組みの工夫などについて活発な議論が行われました。

お忙しい中、ご登壇・ご参加して下さったみなさまに心より御礼申し上げます。



▲ 久田 淳一氏

早稲田大学臨床法学教育研究所のご紹介

早稲田大学臨床法学教育研究所所長 石田 京子

早稲田大学臨床法学教育研究所は、法科大学院が設立される二年前、2002年に早稲田大学プロジェクト研究所 (<https://www.waseda.jp/inst/cro/institutes/>)として設置された研究所です。当研究所では、法実務の現場から、(1)法理論の発展、(2)法実務の改革、(3)法学生の教育方法の開発を目的としたの研究活動を行うために設置され、2022年より第5期(2022年4月～2027年3月)がスタートしています。

従来から、「理論と実務の架橋」の試みは継続されてきましたが、法科大学院設立後の臨床法学教育の方法論は、理論と実務の相互関係において、「教育」という営為を加えることによって、次世代に引き継ぐべき理論と実務のベースラインは何であるかを明らかにし、次世代と共に取り組むべき現状の改善と改革のために何をすべきかを探求するものと考えます。

本研究所は、現実の事件またはそれを素材に現実性の極めて高い教材を用いて、法科大学院学生を対象としたリーガル・クリニック、シミュレーション、およびエクスターンシップの教育方法を開発してきました。今期の本研究所の活動は、この教育方法論をさらに発展させて、法学部教育や法曹の継続教育にも活用するために、次の6つを研究の柱として活動を行っています。

- 第1 臨床法学教育の方法論の調査研究
- 第2 臨床心理学を活用した法実務教育のプログラムの開発
- 第3 家事紛争解決のあり方を検討するプログラムの開発
- 第4 大規模災害等の被災者の法的救済と法律家の役割を検討するプログラムの開発
- 第5 カリフォルニア大学バークレー校との共同研究の推進
- 第6 臨床方法論を用いる医学教育からの検討

第1の柱との関係では、現在、学部教育、法科大学院教育、司法修習、その後の継続教育を一連の法曹養成の流れとして把握した上で、主に学部教育から法科大学院の間の臨床法学教育の意義と方法論について、研究をしています。その一部については、2022年の当研究所設立20周年シンポジウムにおいて報告し、既に紀要(臨床法学セミナー)第16号としても公表しています。

また、近時のAI技術の発展に伴うリーガルサービスの提供のあり方に関連し、諸外国でどのような検討がなされ、これが法曹養成教育についてはどのような影響を与えているかについても、「臨床法学教育研究所スタッフセミナー」として公開講演会を実施しております。

さらに、第3の柱との関係では、2022年10月以降、脳科学の発展など、隣接科学の発展が法学にどのような影響をもたらすか、法学教育においてはどのような対応をすべきかを検討するセミナーを実施中です。そして、第4の柱との関係では、早稲田大学員法科大学院の在学学生を福島県浪江町に派遣し現地調査を行うプログラムを毎年実施しており、この最新の報告書も2023年10月に公表されました。

研究所の全ての活動につきましては、研究所紀要のバックナンバーも含め、研究所ホームページ (<https://icle-waseda.jp/>)にて公開しておりますので、ぜひご覧ください。

みなさまのご支援ご鞭撻を何卒よろしくお願い申し上げます。



▲ 早稲田大学臨床法学教育研究所紀要第16号

第17回総会

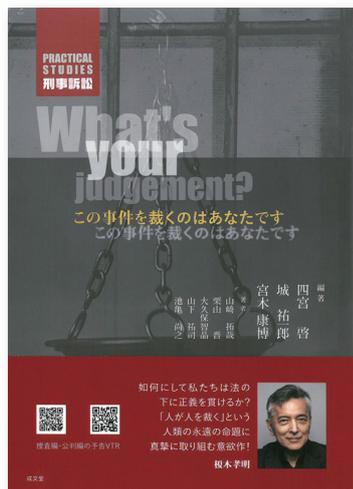
2023年12月2日(土)に、Zoomによるオンラインにて、第17回PSIMコンソーシアム総会を開催いたしました。

藤本代表より、前回総会以後のコンソーシアムの活動報告および今後の活動についての報告がなされました。特に、「3+2時代」の法曹養成課程に対応すべく、PSIMコンソーシアムの活動目的を「法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度における法実務教育の質の向上」に改め、また小委員会による運営体制を運営委員会に一本化する規程改定などが提案され、承認されました。

総会後に、参加校および協力機関各校からは、2023(R5)年から開始された司法試験在学中受験制度への法実務系科目のカリキュラム上の対応についての報告がなされました。

総会にご出席いただきましたみなさまにこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

出版物紹介



Practical Studies 刑事訴訟

— この事件を裁くのはあなたです —

編著 四宮 啓／城 祐一郎／宮木 康博

著者 山崎 拓哉／栗山 晋／大久保 智晶

山下 祐司／池亀 尚之

出版社：成文堂

発売日：2024/2/1

ISBN：978-4-7923-5411-4

定 価：3,500円＋税

278ページ＋書式集(100ページ)

書店・インターネットで発売中

成文堂
Webサイト



今後の予定

第43回法実務技能教育支援セミナー

日時 2024年6月頃を予定

場所 未定

第18回PSIMコンソーシアム総会

日時 2024年11月頃を予定

場所 未定

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアム ニュースレター 第32号

〔発行者〕PSIMコンソーシアム 〔代表〕藤本 亮 名古屋大学大学院法学研究科 教授

〔事務局〕〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院法学研究科 211研究室

〔TEL&FAX〕052-788-6234 〔ホームページ〕<https://psimconsortium.law.nagoya-u.ac.jp>

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアムは、模擬裁判やロイヤリングなどの法実務技能教育の教材を共同で開発し利用するとともに、教育人材の養成プログラムや教育方法論の開発を推進するために、下記の法科大学院および法曹養成に関わる組織や団体等が参加して、全国規模で活動しています。

〔PSIMコンソーシアム参加校〕

名古屋/北海学園/東北/東京/専修/早稲田/上智/日本/愛知/南山/金沢/関西学院/大阪公立/岡山/広島/九州/琉球(2024年1月現在17校 順不同)